

「アガベ」(題字・伊藤博胤)

# アガベ

日本社会事業大学同窓会北海道支部【2021年7月5日発行 第33号】

(事務局=むかわ町穂別80番地10 愛誠会内 0145-45-2455)

## リレー式社会福祉随想

### コロナ禍における福祉サービス事業所の運営について

—我が事業所におけるこれまでの取り組みと課題—

研究科 54 期(2000 年卒)

帯広ケア・センター/多機能型事業所稲田館所長

津田 俊彦

#### 1. はじめに

日社大道同窓会のみなさん、こんにちは。日本社会事業学校研究科 54 期卒の津田と申します。10 年ほど前に帯広で道同窓会の研修会が開催された際、多くの先輩方にお目にかかりましたが、その後なかなか集まりなどに参加できずにおりました。

このたび再びご縁があり、私の現場での取り組みについてご紹介する機会を頂きました。今後数回に分けて随想することとし、今回は、昨年从我々の生活をすっかり変えてしまったコロナ禍における事業所での取り組みについて書きたいと思います。

#### 2. 職場紹介

私の職場は現在2つあり、昨年春より兼任所長として役割を担っています。それぞれの活動内容や具体的な取り組み内容については、別の機会にご紹介できればと思います。

ここではごく簡単に、2つの職場の概要を述べるにとどめます。

##### (1)帯広ケア・センター(以下、ケア・センターとする)

帯広市南部の農村地帯である川西町に、1991(平成3)年 精神障害者通所授産施設として開設されました。開設当初から作業活動として農作業を提供するほか、一般企業への就労にも力を入れて取り組んできました。2006(平成18)年の自立支援法施行により、障害福祉サービス事業所として新たなスタートを切り、それ以来、就労移行支援事業、就労継続支援事業 B 型、地域活動支援センター事業を運営してきました。2018(平成30)年からは就労定着支援事業も開始しました。

## (2)多機能型事業所稲田館

2008(平成 20)年に宿泊型自立訓練事業、通所・訪問型自立訓練事業をおこなう事業所として開設され、その後、生活介護事業、グループホーム、自立生活援助事業を加えて運営してきました(グループホームは 2018 年に廃止)。

事業開始のきっかけは自立支援法で通勤寮が廃止されたことです。病院、入所施設等からの地域移行のニーズに応える狙いで宿泊型自立訓練事業を軸に事業を始めました。

現在は、宿泊型と日中型の2本柱でサービスを提供しています。

## 3. 新型コロナウイルスの感染拡大と実際の取り組み(ケア・センターについて)

昨年春からのコロナ禍において事業所運営は大きな影響を受けました。これはみなさんの現場でも同様だと思います。

これまで受けてきた影響について振り返ると、やはり自立支援法以降の「出来高払い」による運営、さらにそこに求められた「企業努力」を続けてきたことが、影響を大きくさせたように思います。

自立支援法の施行後、補助金で運営する「福祉施設」は給付費によって運営する「福祉サービス事業所」となりました。この際導入された出来高払いの仕組みには功罪あると思います。

ただ基本的には、各事業所の「企業努力」によって収入を確保し経営をおこなう仕組みです。

その当然の結果として、各事業所は利用定員上限まで利用者を受け入れ、加算が最大化するサービス提供をおこない、同一法人内で利用者を囲い込む方向に向かいました。

そんな中でも良心的な経営に心がけた事業所も多かったと思いますが、安定的な経営や職員の処遇改善をおこなうには企業として「利益を出していること＝健全に経営がおこなわれていること」が必要な条件だったので、できるだけ多くの利用者を受け入れることが当然のこととなりました。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大により、これまで営業上やむを得なかった過剰な利用者受け入れは、逆に事業停止のリスクを高める要因となり、多くの事業所ではこれまでの運営のあり方を根本的に見直さざるを得なくなりました。

ただ、これは悪いことばかりではなく、様々なことを切り替える機会にもなりました。未知の感染症の世界的大流行という状況は現状を変えるために必要なことだったのかもしれない。

このような中、ケア・センターでまず行ったのは、役職者数名と共に対策案を考えることでした。このスタートの切り方は今振り返ってもとても大切だったと思います。

これまでは、現場の感覚とズレのある大きな決定がトップダウンでなされることがあり、職場における一体感が欠けていました。

この反省から、事業所の重要な方針を決める上では職員や利用者からの意見を聞きながら進めることとしました。そのような経過を経て、我々が実際に取り組んだのは以下のようなことです。

これまでケア・センターでは午前から午後までの1日利用を標準とし、半日利用は例外的なものと考えていました。

また、先ほど述べた経営の都合で非常に多くの利用者を一度に受け入れていました。

私がケア・センターに再び着任して驚いたのは、朝のミーティングや昼食時などに利用者や職員合わせて 50 名以上が広くない空間にひしめき合い、この人達が1日を通してケア・センターで過ごしていたことです。

さらに、送迎車両も満員で運行されており、いつクラスターが発生してもおかしくない状態でした。

そこで、活動時間の標準を1日から半日に変更し、午前・午後の2部制としました。加えて午前の部と午後の部の利用者が重なって滞りしないよう送迎体制を組み直しました。

## (2)送迎車両の増便

活動が午前・午後の2部制になるだけでは不十分なので、送迎車両毎の乗車人数を制限し、送迎車両を増便することにしました。これは感染拡大防止のために必要なことでした。

しかし、業務のボリュームが増したことも確かです。運行車両を増やすことは事故のリスクも高めますし、他の業務の遂行にも支障が出るので何とか改善したいところです。

残念ながら現状では実現に至っていません。

## (3)人同士の距離の取り方の変更

人と人が直接触れあい、共同でひとつのことに取り組むのが当たり前の中で仕事をしてきた我々にとって、切り替えが難しかったのはこの点です。ミーティングや食事、面接時など様々な場面でこれまでのやり方を再確認し、感染リスクの低いやり方に変更しました。

また、利用者の会である互助会の活動も大幅に見直し、例年室内で大人数を集めておこなっていた総会は屋外の農業倉庫で開催しました。また宿泊を伴う行事も中止としました。

唯一おこなうことができた焼き肉会も焼き手を限定して、みんなが同じ網から肉を取らなくても良いようにしました。

これらは全て新型コロナウイルスの感染状況やリスクの高い行動についての情報を利用者と共有し、どうすれば安全に行事を実施できるのか話し合う中で決めてきたことです。

## (4)事業所内消毒と換気の徹底、検温

毎日、利用者には通所時に検温と手洗い、手指消毒をしてもらっています。

また、事業所内では、人の手が触れる場所を1日数回消毒しています。また冬の寒い時期も含めて、一定時間換気して空気が滞留しないようにしています。

送迎車両も毎回乗り終えるたびに、車内消毒をおこなっています。

これらはコロナ禍における最も基本的な取り組みですが、毎日これを実行していくのには大変な手間と時間がかかっています。

## 4. コロナ禍における影響

### (1)就労準備の遅れ

特に就労移行支援事業の利用者(若年層)に影響が出ていると感じています。昨年春に特別支援学校を卒業し、利用開始した利用者は午前・午後の2部制になったことで、長時間働く練習をすることなく過ごすことになりました。このため基礎体力が低下したり、生活リズムが乱れたりしている利用者が多くなっています。

昨年度末からは、就労移行支援事業利用の限られた人のみを対象に、1日通して利用してもらうことにしました。

しかし、全体としては就労準備性が下がっている状態は継続しており、今後実際に就職する際の大きな障害となる懸念があります。

### (2)工賃額の低下

これは特に就労継続支援事業B型の利用者への影響が大きく、昨年度からケア・センターで生産した野菜を販売する機会が大幅に減少し、生産物が売れない状態が続いています。

また、市役所等公共機関内の喫茶店舗も緊急事態宣言の影響で閉館したり、営業時間が短縮となったりした上に、市民の行動変容(1つの場所に長時間とどまらない)によって来店者数も売り上げも減り、生産活動収入は大幅減となっています。

これに伴って利用者の工賃も一昨年度の6割程度にとどまっています。

今後は、工賃を生み出すための生産活動内容の見直しが求められており、利用者とは知恵を出し合っていきたいと考えています。

### (3)余暇の停滞

多くの利用者に見られることながら、余暇の幅が狭く、スマートフォンやゲーム機、テレビなどのコンテンツに楽しみが偏っています。これまでもその傾向はありました。

しかし、感染防止のために他の人と楽しむ余暇が制限されたり、そのような余暇を経験する機会が奪われたりしています。

職員にもストレスを解消するための気晴らしとして宴会や会食、旅行やその他のレジャーを楽しんでもらいたいところながら、これらも大幅に制限されています。プライベートにおいても法人の指針と照らし合わせながら行動することが求められ、コロナ禍が長引くにつれて、精神面も含めた健康の維持が大切になってきています。昨年度は試行的に職場内の広いスペースを使って懇親会を開催しました。それでも、万が一感染者を出したなら、という不安と背中合わせの開催となりました。

### (4)給付費への影響

今年度の給付費算定に当たっては、昨年度の就労者数、就労定着率、月額工賃支払額など各事業の給付費ランクに直結する数値について、一昨年度の実績を用いて届け出ることが可能になったため、大幅な減収は回避することができました。

しかし、感染状況が悪化した時期には濃厚接触者(またはその疑い)となって休む利用者や、感染を心配してしばらく利用を見合わせる利用者も出てきて、全体的には利用率が低調となりました。

現在は、幸いなことに利用率は持ち直してきているものの、利用者が増えれば今度は事業所内での過密な状態が発生しやすく、手放しでは喜べない状況となっています。

## 5.まとめ

コロナ禍での様々な出来事は、我々に多くのことを教えてくれたような気がします。

「コロナがなければ」と考え、元通りに戻りたいという気持ちを持つ人も多いと思います。

ただ、コロナ禍が過ぎ去ったときに果たして以前の状態に戻ることが良いことなのか、ということは、この機会にしかできない振り返りの中で考えておく必要があるのではないのでしょうか。

私自身はこのようなことを現場で利用者や職員と一緒に考えていきたいと思っています。

以上、コロナ禍における事業所運営の取り組みと課題について簡単にまとめました。みなさんの現場での取り組みも教えて頂ければ幸いです。

(第2回目は、「アガベ」10月発行時です。お楽しみに！)

## 現役学生への支援活動について(報告)

みなさんからカンパしていただいた標記については、12人より90,000円となり、5月下旬に無事、母校同窓会の口座に送金することができました。

なお、同窓会としてどのような使い方をするのかについては、こちらの趣旨は伝えてありますので、具体的な内容については母校同窓会及び母校自身にお任せすることとしました。なお、使途や方法が決まった際は、また報告します。

加えて、道同窓会としては、このカンパ活動は今後とも継続したいと考えていますので、心ある方は事務局あて(同窓会費振込先)にご送金ください。何とぞよろしくお願い致します。

## 道同窓会費も納付してください！(お願い)

前号でもお願いしたとおり、道同窓会の諸活動はみなさんよりの会費によって支えられています。道同窓会が現在、把握している道内会員は100人超であり、そのうち会費納入者は僅か20%程度に過ぎません。

しかし、とりわけこのようなコロナ禍にあっては、一人ひとりの社会福祉実践が貴重なものとなっており、またそうした諸活動を共有することがとても大切にもなっています。

「社会の福祉 誰が任ぞ 忘我の愛と 智の灯し 捧げん世紀 来たりけり」です。

是非、これを機会に、道同窓会の活動に参加し、世のため、人のために、共に様々な活動をしていきましょう！

\* ゆうちょ銀行の口座は、

- ★ 口座名…日本社会事業大学同窓会北海道支部
- ★ 記号……19000
- ★ 番号……44245181、です。

以上、何とぞよろしくお願い致します。

## 『生きるということ』のお知らせ

先の号で、杉村先生の『生きるということ』(萌文社 1500円)を紹介しました。

確認した処、まだ少しだけ在庫があるそうです。

ご希望の方は、直接同社に連絡してみてください。→03-3221-9008

## 編集後記……

コロナ禍。

この惨禍のお陰で、私たちの暮らしと業務は思わぬ方向に向いてしまいました。

社会福祉に携わっている人たちは、本来業務ではなく、「コロナ対応」に多くの時間を奪われ、利用者はもちろん、自分たち自身も大変な思いを余儀なくされていることと思います。

また、生活者としての自分を観たときに、日々の暮らしが歪(いびつ)になり、これまでは「当たり前」であった人間関係が不完全な形になってしまっていることでしょう。

ただ、そうであるが故に余計に、私たちは今このときを直視し、こうした状況を変えていく努力を怠ってはならないと思います。

コロナ禍以前から、日本の社会福祉は少しずつ間違っただけ方向に向かってきていました。

新自由主義という怪物がアメリカやイギリスで闊歩しはじめ、それが日本にも進出してきました。強い者が自分たちの利益を自由に拡大できるようになった一方で、「弱者」はますます社会の隅に追い

遣られるようになり、格差と貧困が「当たり前」のような世の中になってきています。そして、コロナがそれに追い打ちを掛けました。

しかし、私たちは日社大において、国民の権利や暮らしを護ることが社会福祉の責務であり、そのためにこそソーシャルワーカーがいることを習いました。憲法第25条が謳っている「健康で文化的な最低限度の生活」は絵に描いた餅ではなく、実際に私たちが実現していくべき目標であることも、私たち社大生は、基本理念として学んだはずです。

そうであるならば、この厳しい時代であるが故に、社大生たる私たち社会福祉実践者は、この原点に立ち帰り、これを堅持しつつ、より良い世の中を創っていくための担い手になっていかなければなりません。

つまり、私たちの前に現れる制度利用者たる高齢者、子ども、障害のある人たちなどが、「権利としての社会保障」を行使できるように、私たちは奮励努力していかなければならないのです。そして、繰り返しながら、これは社大生の責務なのです。

今は、まだまだ我慢を強いられる状況にあります。しかし、今現在から私たちは、日本社会のために、とりわけ困難を強いられている市民や住民のために、しっかりと前を向き、「社会の福祉 誰が任ぞ」を心に秘めながら、いま出来ることを、将来しなければならないことを、共に実践していかなければならないのです。

そのために、私たちには「社大」が在るのです。さあ、共に手を携えながら、私たちがめざす社会福祉の地域づくりをコツコツと構築していきましょう。

(村上会長のメッセージを加工しました)

\*\*\*

前回送付の「アガペ」は、日付と号数が「2月11日発行 第31号」となっていました。正しくは、「4月5日発行 第32号」です。

したがって、今号は「第33号」となります。訂正してお詫びします。

\*\*\*